平成２２年（フ）第２４３号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘２丁目26番11号
債務者　染谷　酉子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
仙台市宮城野区東仙台４丁目２番55号　エコーハウス第１―207
債務者　栗村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
仙台市青葉区吉成２丁目８番５号
債務者　齋　　信一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
仙台市太白区鈎取２丁目10番45号　紙漉ハイツ202、従前の住所仙台市太白区太白３丁目３番７号
債務者　早坂　達夫
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
秋田県大館市川口字洞バミ45番地153
債務者　菅野　政利
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６１号
福島県伊達郡桑折町大字谷地字道合18番地の14
債務者　佐藤　一彦
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９号
福島県南相馬市鹿島区鹿島字町68番地、前住所福島県南相馬市鹿島区角川原字林68番地
債務者　遠藤　義久
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１３号
福島県南相馬市鹿島区北海老字山田53番地
債務者　大畑みどり
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３７９号
茨城県坂東市辺田1110番地15レオパレスプリウス104号室
債務者　上野　良恵
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７４号
茨城県猿島郡境町2199番地15
債務者　門野　一洋
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８１号
千葉市稲毛区園生町266番地２　アインズコート稲毛106号
債務者　伊藤　　満
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９号
千葉県船橋市習志野２丁目８番33号
債務者　金子　　保
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番10棟102号
債務者　宮島美智子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５号
千葉県市川市大野町３丁目1824番地９、住民票上の住所千葉県市川市大野町４丁目3196番地４
債務者　石黒　　學
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１号
千葉県市川市幸２丁目８番８号
債務者　本宮　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３号
千葉県習志野市津田沼７丁目12番５号　明和荘２Ｆ８号
債務者　秋田　忠稔
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８号
千葉県市原市根田３丁目２番地12　コンフォート松山305号室
債務者　荒関美代子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係